

★③ サバイバルゲーム利用規約(附則)

第 1 条(本附則の位置付け)

本附則は、「施設利用規約(本則)」の附則としてサバイバルゲーム利用に関する権利義務関係および安全基準を定めるものであり、本則と一体となって適用されます。

第 2 条(自己責任原則と安全管理)

サバイバルゲームは本質的に身体的・物理的リスクを伴うスポーツです。

利用者は自身および同伴者の安全管理を自律的に行う義務を負い、自己の責任において参加するものとします。

当社はアクティビティのための「場所および機会」を提供する貸与者であり、個々のゲーム進行や機材操作における安全管理責任は利用者側に帰属します。

第 3 条(危険の受容と当社の免責)

利用者は、被弾・跳弾による怪我(失明、歯の欠損等)、機材暴発・パーツ飛散、高所からの転倒・転落、着弾衝撃による施設備品の破損・落下による被害、熱中症や害虫被害等のリスクが不可避免的に存在することを承諾して参加するものとします。

当社は、これら事故・トラブルに対する一切の損害賠償責任を免責されます。

第 4 条(保護具の着用と免責)

屋外アクティビティエリアおよび足場等へ立ち入る者は、安全確保のためサバイバルゲーム専用保護具を終始着用しなければなりません。

不適切な保護具の選択や未着用による事故・負傷について当社は一切の責任を負いません。

第 5 条(指定 BB 弾の厳守と違約金)

近隣農園への配慮および環境保護のため、使用・持ち込みができる BB 弾は「G&G ARMAMENT 社製生分解性(バイオ)BB 弾」に限ります(蓄光弾使用時のみ他社製分解性(バイオ)BB 弾可)。

指定外 BB 弾(プラスチック弾等)の持ち込み・使用が発覚した場合は、即刻退場処分(出入り禁止含む)とし、農地環境復旧費用・清掃費・営業補償として、損害金10万円(または原状回復実費総額)を申し受けます。

第 6 条(施設破損時の取り扱い)

施設・備品・レンタル品等を破損・汚損させた場合の賠償責任および隠匿時の措置については、施設利用規約(本則)第 12 条の規定を適用いたします。